**第十款**　被害者等の心情等の聴取及び伝達

（心情等の聴取及び伝達の申出の際に明らかにすべき事項）

**第七十一条**　法第六十五条第一項及び第二項に規定する申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

［一・二　略］

三　申出人が法第六十五条第一項又は第二項に規定する申出をすることができる者であること。

（心情等の聴取の方法）

**第七十二条**　法第六十五条第一項の規定による心情等の聴取は、保護観察官をして被害者等の陳述の内容を聴取することにより行わせるものとする。

2　前項の心情等の聴取は、被害者等が法第六十五条第二項の申出をしないとき又は被害者等の心身の状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、当該心情等を記載した書面の提出を受けることにより行うことができる。

（心情等の聴取に係る通知）

**第七十三条**　保護観察所の長は、法第六十五条第一項の規定により心情等を聴取するときは、同項の申出をした被害者等に対し、聴取の日時及び場所（前条第二項の規定により書面の提出を受ける場合には、提出先及び提出期限）を通知しなければならない。

2　保護観察所の長は、法第六十五条第一項ただし書の規定により心情等を聴取しないこととしたときは、同項の申出をした被害者等に対し、その旨を通知しなければならない。

（心情等の伝達の方法）

**第七十五条**　法第六十五条第二項の規定による心情等の伝達は、保護観察官をして、口頭により行わせるものとする。

（心情等の伝達に係る通知）

**第七十六条**　保護観察所の長は、法第六十五条第二項の規定により心情等を伝達したときはその旨及び伝達した日を、同項ただし書の規定により心情等の伝達をしないこととしたときはその旨を、それぞれ、同項の申出をした被害者等に対し、通知しなければならない。

**第十一款**　［略］

（関係機関等との緊密な連携の確保）

**第七十六条の二**　保護観察所の長は、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察を実施するに当たっては、第四十二条第一項本文の実施計画において、その依存の改善に資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者との緊密な連携に関する事項を定めるものとする。

（保護観察対象者の意思に反しないことの確認）

**第七十六条の三**　第五十五条の四の規定は、法第六十五条の三第二項において準用する法第五十七条第三項の保護観察対象者の意思に反しないことの確認について準用する。

（収容中の特定保護観察処分少年に係る特別遵守事項の設定等）

**第八十一条の五**　［略］

［2・3　略］

4　第五十条第三項の規定は、地方委員会が、法第六十八条の五第一項の規定により特別遵守事項を定め、若しくは変更し、又は同条第二項の規定により特別遵守事項を取り消す場合について準用する。

5　第四十二条第四項の規定は、保護観察所の長が、法第六十八条の五第三項の規定により意見を述べる場合について準用する。

（収容時又は収容中における特定保護観察処分少年に係る少年院の長との連携）

**第八十一条の六**　［略］

［一～六　略］

七　被害者等の状況及び被害者等の被害の回復又は軽減のためにとった行動の状況

［八～十　略］

［2・3　略］

**第九款**　被害者等の心情等の伝達

（心情等の伝達の申出の際に明らかにすべき事項）

**第七十一条**　法第六十五条第一項に規定する申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

［一・二　同上］

三　申出人が法第六十五条第一項に規定する申出をすることができる者であること。

（心情等の聴取の方法）

**第七十二条**　法第六十五条第一項の規定による心情等の聴取は、保護観察官をして行わせるものとする。

2　前項の聴取は、被害者等の心身の状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、当該心情等を記載した書面の提出を受けることにより行うことができる。

（心情等の聴取に係る通知）

**第七十三条**　保護観察所の長は、法第六十五条第一項の規定により心情等を聴取するときは、第七十一条の申出をした被害者等に対し、聴取の日時及び場所（前条第二項の規定により書面の提出を受ける場合には、提出先及び提出期限）を通知しなければならない。

2　保護観察所の長は、法第六十五条第一項ただし書の規定により心情等を聴取しないこととしたときは、第七十一条の申出をした被害者等に対し、その旨を通知しなければならない。

（心情等の伝達の方法）

**第七十五条**　法第六十五条第一項の規定による心情等の伝達は、保護観察官をして、口頭により行わせるものとする。

（心情等の伝達に係る通知）

**第七十六条**　保護観察所の長は、法第六十五条第一項の規定により心情等を伝達したときはその旨及び伝達した日を、同項ただし書の規定により心情等の伝達をしないこととしたときはその旨を、それぞれ、同項の申出をした被害者等に対し、通知しなければならない。

**第十款**　［同上］

（関係機関等との緊密な連携の確保）

**第七十六条の二**　保護観察所の長は、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察を実施するに当たっては、第四十二条の実施計画において、その依存の改善に資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者との緊密な連携に関する事項を定めるものとする。

（保護観察対象者の意思に反しないことの確認）

**第七十六条の三**　法第六十五条の三第二項の保護観察対象者の意思に反しないことの確認は、当該保護観察対象者に対し、とろうとする措置の目的及び内容を書面の交付その他の適当な方法により示した上で、行うものとする。

（収容中の特定保護観察処分少年に係る特別遵守事項の設定等）

**第八十一条の五**　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

（収容時又は収容中における特定保護観察処分少年に係る少年院の長との連携）

**第八十一条の六**　［同上］

［一～六　同上］

七　被害者等の状況

［八～十　同上］

［2・3　同上］